



高等学校・大学・専門学校等を卒業され就職した場合等、**下記の事由に該当した場合は、「認定取消」となります**ので勤務先の共済担当課を通じてお早めに手続きをお願いします。

こんなとき、手続きが必要です!

- ✓ **就職等により健康保険の被保険者となった場合**
- ✓ **雇用保険を受給することとなった場合**
(給付日額が3,612円以上)
- ✓ **アルバイト・パート等の給与収入や事業所得等が年額130万円以上である場合***
下の「**アルバイトやパート等でお勤めの方へ**」をご覧ください。
- ✓ **60歳以上の方または公的障害年金受給者で年額180万円以上収入がある場合**
(企業年金や個人年金等も含む)

*給与収入とは、給料・ボーナス・諸手当等を含み、所得税等の控除をする前の総支給額をいいます。事業所得とは、収入金額から共済組合が認める経費(税法上の必要経費ではありません)を差し引いた額をいいます。

農業所得や事業所得等がある場合、**確定申告書等の写しは保管しておいてください!**

農業や小売業等の事業をされている被扶養者の場合、その資格確認調査や取消の手続きをする際には、その事実を具体的に確認させていただくために、税務署受付日がわかる確定申告書・収支内訳書等の写しが必要となりますので、確定申告後も大切に保管してください。

アルバイトやパート等でお勤めの方へ

給与収入が**月額108,334円以上**ある場合、**ご注意ください!**

3か月の平均給与収入が月額108,334円(認定限度額である年額130万円を12月で割った額)を超えた場合、1年間の収入が130万円未満(※1)であっても、取消となりますのでご注意ください。

ただし、人手不足等の理由から**一時的に業務量が増加した場合**について、**収入が認定限度額である年間130万円(※1)を超える場合、または連続する3か月の平均額が月額108,334円を超える場合においても被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書をご提出いただくことで引き続き被扶養者となることができます。**

重要 収入が130万円を超える場合の取扱いについては、「一時的な収入変動」に限るものとなるため、基本給の増加等により**今後も引き続き収入が増加することが確実な場合は認められません。**

給与収入(※2)が**3か月連続で月額108,334円以上**であった場合

最初に月額108,334円以上となった月の**初日**で取消となります。

例 4、5、6月の給与収入が3か月連続で月額108,334円以上の場合⇒**4月1日**で取消

給与収入(※2)が**3か月平均で月額108,334円以上**であった場合

3か月平均で月額108,334円以上となった月の**翌月初日**で取消となります。

例 4、5、6月の給与収入が3か月平均で月額108,334円以上の場合⇒**7月1日**で取消

(※1) 60歳以上の方または障害年金受給者の場合は年額180万円(月額150,000円)。

(※2) 賞与が発生する場合、1年間(賞与が支給される年)の賞与の合計額を月で按分します。

ご不明な点がございましたら、勤務先の共済担当課または共済組合保健課(TEL 076-263-3367)までお問い合わせください。